

子畜用配合飼料規格の見直し

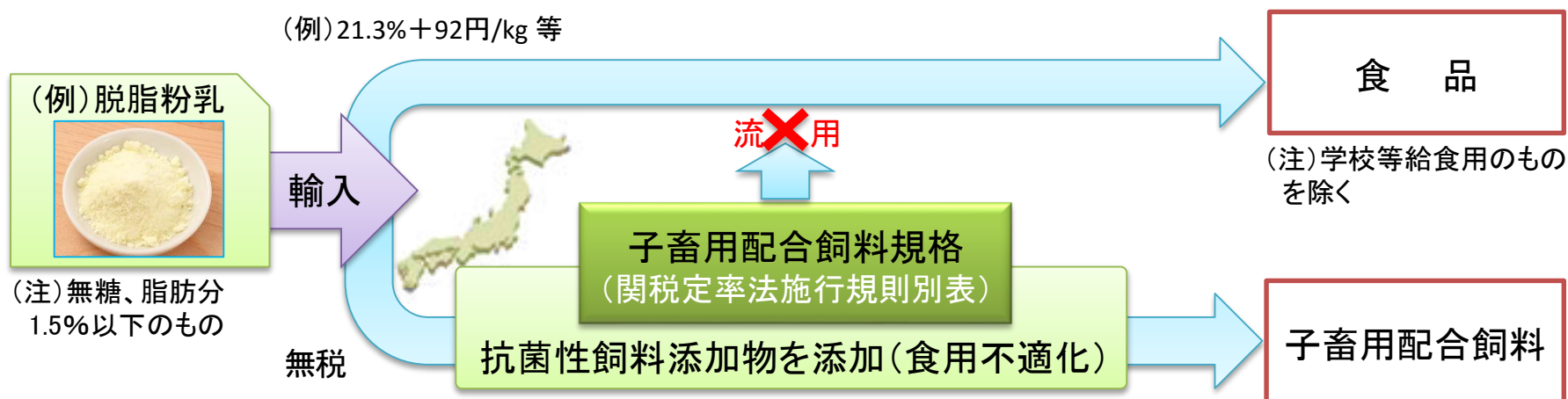
平成29年11月29日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 子畜用配合飼料規格の見直し

## 現 行

- 子畜(哺乳期の牛・豚)用配合飼料の原料となる乳製品(脱脂粉乳、ホエイ)は、食品への流用防止措置を講じることで無税での輸入が認められている。
- 当該流用防止措置のひとつとして、子畜用配合飼料に抗菌性飼料添加物を添加する規格が定められている。

(例) 21.3% + 92円/kg 等



## 背 景

- 薬剤耐性対策を推進する観点から、農林水産省は、人の健康への影響があると評価された抗菌性飼料添加物の使用を禁止する方針を決定。

## 見直しの内容

- 薬剤耐性対策を推進する観点から、抗菌性飼料添加物に代え、食用不適化のため、食品添加物として認められていない他の飼料添加物(ヨウ素酸カルシウム等)を添加するよう、子畜用配合飼料規格を変更。